**平成２４年（フ）第１７８号**
愛媛県松山市谷町34番地　潮見団地１棟10号
債務者　田代　博士
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１４０号**
宮崎市田野町乙9905番地10
債務者　上園　孝治
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３６号**
鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地５―503号
債務者　奥　えりみ（旧姓柳原）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２４年（フ）第１１６号**
秋田市飯島緑丘町２番25号
債務者　石井さい子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１３１号**
秋田市川尻みよし町13番７号タウニィ川尻２階202号
債務者　佐々木麻由美
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６０号**
茨城県牛久市さくら台２丁目19番地７市営神谷住宅113号
債務者　畠山久美子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６１号**
茨城県牛久市柏田町3039番地41猪子住宅34号
債務者　塚田美枝子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６７号**
茨城県稲敷市佐倉1336番地22
債務者　勝又　隆子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
茨城県龍ケ崎市緑町103番地　コーポグリーンタウン105号室、前住所茨城県稲敷市駒塚850番地
債務者　根本　正樹
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２４年（フ）第７１号**
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4945番地13
債務者　大森　寛子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第７５号**
長野県安曇野市穂高柏原1007番地１
債務者　西澤　亜紀
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第９４号**
長野県松本市大字芳川小屋511番地１　ライブタウン芳川Ｃ－２
債務者　佐藤　慎午
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第９５号**
長野県松本市大字芳川小屋511番地１　ライブタウン芳川Ｃ－２
債務者　篠原　秀美（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第２４３７号**
大阪府豊中市上野西１丁目９番３―301号
債務者　矢島　鷹之
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２４７５号**
大阪市平野区瓜破西２丁目７番49―610号
債務者　赤澤　武夫
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２４８６号**
大阪市住之江区浜口西２丁目１番３―201号
債務者　河野　哲弥
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５０３号**
大阪市港区港晴２丁目７番１―202号
債務者　八原ツタヱ
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２５６０号**
大阪市平野区加美北８丁目14番１―105号
債務者　山本こと　朴　　信江
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部